(5)　見張人の詰所
(6)　監視所
二十九　［略］
三十　［略］

3　第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十八号から第二十一号まで、同項第二十四号から第二十七号まで、同項第二十九号及び同項第三十号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」と、第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に」と、「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十九号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一～五　［略］

（核物質防護規定）

第九十六条　［略］

一～四　［略］

五　防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。

六～十六　［略］

十七　妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること（第九十一条第二項第二十九号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。

十八～二十　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第三　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後		
（記録） **第六十二条**　［略］		
記録事項	記録すべき場合	保存期間
一～十一　［略］	［略］	［略］
十二　［略］		
イ　［略］		
ロ　第八十六条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名		

改正前		
（記録） **第六十二条**　［略］		
記録事項	記録すべき場合	保存期間
一～十一　［略］	［略］	［略］
十二　［略］		
イ　［略］		
ロ　第八十六条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名		